

○伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年11月 1 日

規則第129号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例(平成20年伊佐市条例第168号)第15条の規定に基づき、ひしかり交流館の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 ひしかり交流館は、次の利用に供するものとする。

- (1) 農林産物及び農林産加工製品の販売に関すること。
- (2) 都市住民との交流事業に関すること。
- (3) 情報発信事業に関すること。
- (4) その他研修会、会議等に関すること。

(出品物の範囲)

第3条 特産品展示販売及び朝市コーナーにおける出品物は、原則として市内で生産及び製造されたものに限るものとする。ただし、市長が必要と認めるものについては、出品できるものとする。

(職員)

第4条 ひしかり交流館に職員を置く。

(利用の許可の申請)

第5条 条例第4条の規定により、ひしかり交流館の利用の許可を受けようとする者は、ひしかり交流館利用許可申請書兼使用料減免申請書(様式第1号)を市長に提出し、ひしかり交流館利用許可書(様式第2号)により許可を受けなければならない。

(令2規則24・一部改正)

(施設の破損及び滅失の届出等)

第6条 ひしかり交流館の利用者が、当該施設を汚損し、破損し、又は滅失したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する汚損、破損又は滅失に係る施設の利用者に対し、損害賠償を命ずることができる。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、ひしか

り交流館利用許可申請書兼使用料減免申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(令2規則24・全改)

(禁止行為)

第8条 ひしかり交流館において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。
- (2) 不潔な行為をすること。
- (3) 凶器、爆発物を持ち込むこと。

(令2規則24・旧第9条繰上)

(利用後の整理)

第9条 ひしかり交流館の利用者は利用後、施設の清掃、整理をしなければならない。

(令2規則24・旧第10条繰上)

(指定管理者による管理)

第10条 条例第2条ただし書の規定によりひしかり交流館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、第7条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替え、様式第1号及び様式第2号中「伊佐市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(令2規則24・旧第11条繰上・一部改正)

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令2規則24・旧第12条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の菱刈町総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成13年菱刈町規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和2年9月24日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定に基づくひしかり交流館を共用するために必要な行為は、この規則の施行の日前においても、新規則の例により行うことができる。

様式第1号（第5条、第7条関係）

ひしかり交流館利用許可申請書兼使用料減免申請書

年 月 日

伊佐市長 様

次のとおり施設の利用を申請します。

申請者	住所 団体名 氏名	電話番号
利用目的		
利用日時	年 月 日 年 月 日（日間）	時 分から 時 分まで
利用人員	人	
利用施設	交流室（冷暖房使用 有・無） 特産品販売コーナー他 照明施設	

次のとおり減免を申請します。

使用料減免の理由

使用料は次のとおりです。

※ 使用料	円
※ 減免額	円
※ 合計	円

※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第5条関係）

ひしかり交流館利用許可書

年 月 日

伊佐市長



次のとおり施設の利用を許可します。

申請者	住所
	団体名 氏名 電話番号
利用目的	
利用日時	年 月 日 時 分から
	年 月 日（日間） 時 分まで
利用人員	人
利用施設	交流室（冷暖房使用 有・無） 特産品販売コーナー他 照明施設

次のとおり減免します。

使用料減免の理由

次のとおり領収しました。

使用料	円
減免額	円
合計	円

許可条件 伊佐市ひしかり交流館の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則及びこれらの規定に基づく職員の指示に従うこと。

様式第1号(第5条、第7条関係)

(令2規則24・全改)

様式第2号(第5条関係)

(令2規則24・全改)